

平成28年 5 月 23 日

各 位

上場会社名 Mipox株式会社
 代表者 代表取締役社長 渡邊 淳
 (コード番号 5381)
 問合せ先責任者 取締役執行役員 上谷 宗久
 (TEL 042-548-3730)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 86 期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、定款の変更案は本日開催の取締役会で決議した内容ですが、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の株主総会に上程する際には、文言の修正を行う場合があります。

記

1. 変更の目的

(1) 任期

経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 20 条（取締役の任期）第 1 項について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。

(2) 剰余金の配当等の決定機関

機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能にするため、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行えるよう、変更案第 36 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 37 条（中間配当）を削除し、現行定款第 36 条（剰余金の配当の基準日）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 19 条（条文省略）	第 1 条～第 19 条（現行どおり）
（取締役の任期）	（取締役の任期）
第 20 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度の <u>うち最終のもの</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 20 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
<u>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>	（削除）

<p>第 21 条～第 35 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 37 条 当社は、取締役会の決議により毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p>	<p>第 21 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 36 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>3 前 2 項の他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p>
--	--

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日 (火)
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 28 日 (火)

以 上